

館山市、松崎町、西伊豆町と一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会との包括連携に
関する協定書

館山市、松崎町、西伊豆町と一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会（以下「JUS
A」という。）は、次のとおり、協定を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、相互の連携を強化し、地域課題の解決、市・町民のICT利活用の推
進、そしてユニファイド通信を活用した地域活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を連携して取り組むものとする。

- (1) UCaaS利活用促進の取組など、デジタル化の推進に関すること
 - (2) ICT教育の推進など、教育分野における連携に関すること
 - (3) その他地域課題の解決や地域経済活性化に関すること
- 2 各当事者は、前項に定める事項を効果的に実施・促進するため、定期的に協議を
行い、具体的な取組内容、実施方法および費用負担その他の条件については別途取
り決めるものとする。
- 3 JUSAは、第1項に定める取組の一部の実施にあたって、他の当事者と協議のう
え、JUSAの会員の協力を募集することができる。

（協定内容の変更）

第3条 本協定の当事者のいずれかが、本協定の内容変更を申し出たときは、その都度各
当事者の間での協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期
間が満了する1か月前までに、本協定の当事者のいずれからも書面による解約の
意思表示がないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、
以後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 本協定の当事者は、この協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、
第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただ
し、事前に書面により関係する全ての当事者の承諾を得た場合は、この限りでは
ない。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、各当事者の間
での協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、各当事者が署名の上、各自その1通を保
有するものとする。

令和 4年 4月 12日

千葉県館山市北条1145番地の1

館山市
館山市長

金丸謙一

静岡県賀茂郡松崎町宮内301番地1

松崎町
松崎町長

深澤準弥

静岡県賀茂郡西伊豆町仁科401番地1

西伊豆町
西伊豆町長

星野淨晋

東京都港区虎ノ門1丁目21番19号

一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会
会長

近藤邦昭